

# 仕様書

## 第1 件名

「小笠原村の観光資源の遠隔体験イベント」実施委託

## 第2 目的

東京竹芝から客船で片道 24 時間かかる小笠原村は、旅行者にとって来訪の費用的及び時間的なハードル高く、また海のアクティビティ等が全面に押し出されているため、体力的なハードルも高い印象がある。

そこで、最先端技術を用いて、東京竹芝にいながらにして小笠原村現地の、主に陸地の資源を旅行者等に体験してもらうイベントを実施することにより、小笠原村の旅行者誘致の障壁となっている前述の課題を解決し、小笠原村の閑散期である 10 月～11 月に、主にシーズンに左右されにくいシニア層や、ハネムーン休暇を取得する新婚層等の誘客促進へと繋げる。

平成 30 年は、小笠原諸島が返還されてから 50 年の節目の年であるが、本イベントを契機とし、これまでリーチ出来ていなかった層へのアプローチが出来、より多くの旅行者を継続的に呼び込むことが可能となる。本事業は、近年発展が著しいロボットと VR 技術を活用した取組であり、既存の観光資源でもこれまでにない切り口で体験することが出来る上、その他島しょ地域を含む多様な遠隔地での観光資源の活用促進及び旅行者誘致のモデルケースとなるものである。

なお、本事業は、一般社団法人東京諸島観光連盟小笠原村観光局、一般社団法人竹芝エリアマネジメント、及びテレイグジスタンス株式会社（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

## 第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年 3月22日まで

## 第4 履行場所

（公財）東京観光財団（以下「TCVB」という）が指定する場所

## 第5 事業実施スケジュール(予定)

8月～9月上旬	イベントの企画・広報、体験者募集 機材セットアップ
9月下旬	イベントの実施
10月～3月	効果の検証・課題整理・報告書作成

## 第6 委託内容

### 1 連携協議会の運営支援

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という）を立ち上げ、イベントの実施等について検討をしていく。なお、協議会は、8月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、連携協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後 2 週間以内に、議事録を提出すること。

## 2 イベントの企画・実施

- (1) 本事業では、最先端技術「テレグジスタンスシステム」を活用し、以下開催概要を基に、ア、イの遠隔体験イベントを実施すること。

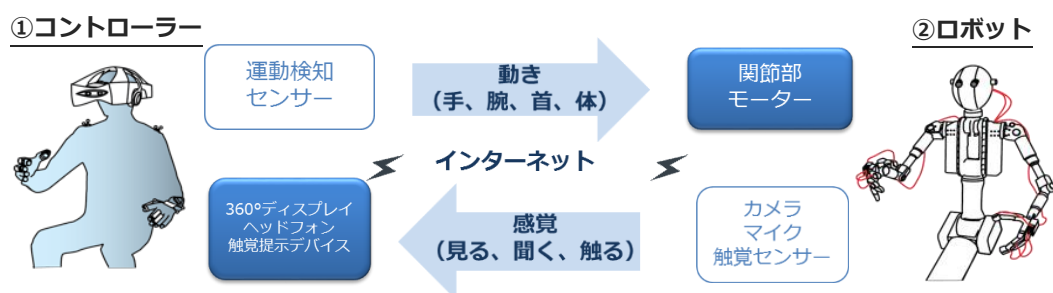
「テレグジスタンスシステム」は、ロボットと、体験者側のコントローラーからなり（以下「イメージ」及び「参考サイト」参照）、遠隔操作にて、視覚・聴覚・触覚（ザラザラ感や温度等を含む）のフィードバックを体感可能とするものである。

なお、「テレグジスタンスシステム」の活用にあたっては、企画提案者でもあるテレグジスタンス株式会社と協働すること。

### <開催概要>

時期等	: 平成 30 年 9 月下旬頃 1 週間程度を想定
場所	: ①コントローラー（1セット）：竹芝栈橋周辺を想定 ※使用面積は 6 m <sup>2</sup> 程度確保すること ②ロボット（1台）：小笠原村
人数等	: 計 70 名程度（1日 10 名程度を想定）
体験費	: 無料

### イメージ



### 参考サイト

- ・テレグジスタンス株式会社 HP : <https://tx-inc.com/>
- ・同社プレスキット : <https://tx-inc.com/presskit/>

### ア 小笠原村の観光資源を体験するイベント

対象者 : シニア層、新婚層

時期等 : 平成 30 年 9 月下旬頃 1 週間程度を想定

※以下イ「小笠原村の家族・友人とのふれあいイベント」前に設定すること

コントローラー設置場所 : 竹芝栈橋周辺

※企画提案者と相談の上、対象者と親和性の高い場所を選定する

## こと

内容 : 小笠原村の観光資源を体感する体験を行うこと。

### (ア) 観光資源について

陸地で体験出来る資源の内、対象者の興味関心や通信環境等を意識して複数選定することとし、提案によるものとするが、通信環境等を踏まえて実施可能である限り、かつ悪天候の場合を除いて、以下①から④も選定すること。

#### ① 小笠原海洋センター

アオウミガメの日本最大の繁殖地である小笠原諸島にある本センターにて飼育されている親ガメへのエサやりや、子ガメに触れたり、放流したりする体験。

#### ② 二見港と大村海岸

二見港周辺のタコノキや、大村海岸のサンゴに触れる体験。

#### ③ JA 東京島しょ小笠原父島支店直売所

地元の店員とコミュニケーションを図りながら、名産農作物等の買い物を楽しむ体験。

※購入したものは後日、体験者の元へ届くよう手配する（商品代金は体験者負担、送料は受託者負担とする）。

※購入出来るものは輸送可能なものに限ることとし、生鮮食品等は対象外とする。

#### ④ ウェザーステーション展望台

小笠原村の雄大な自然風景を体験する。

### (イ) スケジュールについて

1日当たり10名程度が体験出来るよう、効率的なスケジュールを組むこと。ただし、小笠原村現地のロボットは1台であることを鑑み、1日あたり1～2資源程度でスケジュールを組み、なおかつシステムに負担がかからないよう工夫すること。

### (ウ) イベントスペースについて

体験者に対してパンフレット配布やパネル展示を行う等、小笠原村の観光情報を効果的にPRする方法を提案・実施すること。

## イ 小笠原村の家族・友人とのふれあいイベント

対象者 : 50周年記念イベント来場者（小笠原村関係者等）

時期等 : 平成30年9月29日（土）1日間

※「Bonin Bon-Odori Festa ～竹芝で！50周年だヨ！全員集合！！～」

（以下「50周年記念イベント」という。）と同日に設定すること

コントローラー設置場所 : 50周年記念イベントと同会場、もしくは近隣施設内

内容 : 小笠原に在住している家族や友人と会話をしたり、ふれあい（握手・肩もみ等）をする体験を行うこと。その他、TCVB及び企画提案者と協議の上決定すること。

- (2) イベントをスムーズに行うため、事前申込制とすること。
- (3) イベント期間中、システム管理のため、テレイグジスタンス株式会社の職員は、コントローラー及びロボット側に帯同しているが、イベントを安全かつスムーズに行えるよう、コントローラー及びロボット側の人員配置を工夫すること。
- (4) 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- (5) イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に対しても受託者の責の範囲内で対応出来るよう想定すること。
- (6) その他、イベントをスムーズに開催するために必要な事項を提案の上、実施すること。

### 3 イベントの広報PR・集客

広報手法及び内容は提案によるものとするが、各対象者及び人数を確実に確保出来るよう、十分な規模で実施を行うこと。

なお、最終的にはTCVB及び企画提案者と協議の上、実施する。

### 4 イベントの効果及び事業継続性の検証

イベント参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者にフィードバックすること。フィードバックを行う際には、本事業の継続性についても検証し、企画提案者に結果を提示すること。次年度以降、協議会を継続するための課題整理と解決策案等も可能であれば提示すること。

### 5 「小笠原村の観光資源の遠隔体験イベント」のツールブックの作成

本事業の効果分析及び課題を通じて得た結果に基づき、次年度以降、企画提案者等が主体となって同様の事例を展開していくための手法をまとめたツールブックを作成すること。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80以上) 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
-----	---

その他	<p>校 正：2回以上</p> <p>Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。</p> <p>包装紙：再生紙を使用すること。</p> <p>使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準1を満たすこと。</p>
-----	---

## 6 報告書類の提出

受託者は、1から4の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

### (1) 事業実施報告書

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

#### 1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

#### 2 イベントの企画・実施について

#### 3 イベントの広報PR・集客について

#### 4 実施結果

#### 5 事業の成果

#### 6 今後の課題

#### 7 今後の展開

#### 8 参考資料（会議議事録等）

規 格	<p>大きさ：A4</p> <p>色：4色カラー刷り</p> <p>使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 86.5kg（総合評価値 80以上） （本文）再生上質紙 A判 57.5kg（総合評価値 80以上）</p> <p>仕 立：くるみ表紙、無線とじ</p> <p>その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり</p>
その他	前項6「小笠原村の観光資源の遠隔体験イベント」のツールブックの作成の「その他」右欄に同じ

### (2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、TCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

#### 1 現状・課題

#### 2 実施内容

- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1 枚・中折片面・見開き 色      ：4 色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項 6「小笠原村の観光資源の遠隔体験イベント」のツールブックの作成の「その他」右欄に同じ

## 第 7 納入物件

- |   |                             |     |
|---|-----------------------------|-----|
| 1 | 事業実施報告書                     | 10部 |
| 2 | 事業実施報告書概要版                  | 10部 |
| 3 | 「小笠原村の観光資源の遠隔体験イベント」のツールブック | 10部 |
| 4 | 1 及び 2 の電子データ（DVD-R 等）      | 2部  |
| 5 | 3 の電子データ（DVD-R 等）           | 2部  |
| 6 | その他、本事業で作成したもの一式の電子データ      | 2部  |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

## 第 8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
  - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
  - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
  - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
  - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
  - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成 30 年 8 月から平成 31 年 3 月までの間、TCVB に対して定例報告を行うこと。受託者は、あらかじめ定例報告の日時について、(TCVB 公財) と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行う

ことができる。

- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

## 第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

## 第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

## 第12 その他

- 1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は（公財）東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境

に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

### 第13 連絡先及び納品先

(公財) 東京観光財団 地域振興部 事業課  
地域資源発掘型実証プログラム事業担当  
東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階  
電話 (直通) 03-5579-2682